

大口町告示第79号

大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年7月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（令和6年大口町告示第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 申告 本町へ転入前にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携自治体」という。）において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する交付書類に類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを町長に対して申し出ることをいう。

第3条の見出し中「宣誓」を「宣誓又は申告」に改め、同条各号列記以外の部分中「宣誓」の次に「又は申告（以下「宣誓等」という。）」を加え、同条第6号中「を宣誓しようとする者」を「の宣誓等をしようとする者」に改める。

第4条の見出し中「宣誓」を「宣誓等」に改め、同条第1項中「宣誓を」を「宣誓等を」に改め、同項中「以下「宣誓書」という。）」の次に「又は大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第1の2。以下「申告書」という。）」を加え、同条第2項中「宣誓を」を「宣誓等を」に、「宣誓する」を「宣誓等をする」に改め、同条第3項中「宣誓書」の次に「又は申告書（以下「宣誓書等」という。）」を加え、同項第2号中「戸籍謄本」を「宣誓しようとする場合は、戸籍謄本」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 申告しようとする場合は、転入前に交付を受けた証明書等類似書類

第4条第6項中「宣誓書」を「宣誓書等」に改め、同条第7項中「宣誓」を「宣誓等を」に、「宣誓書」を「宣誓書等」に改める。

第5条中「宣誓」を「宣誓等を」に改める。

第6条第1項中「宣誓」を「宣誓等」に、「宣誓書」を「宣誓書等」に改め、同

条第2項中「宣誓」を「宣誓等」に改める。

第7条中「宣誓書」を「宣誓書等」に、「宣誓」を「宣誓等」に改め、「宣誓者」を「宣誓者等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書は、パートナーシップ又はファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードは、宣誓者等それぞれに1枚交付するものとする。

第9条の見出し中「宣誓書記載事項」を「宣誓書等記載事項」に改め、同条第1項中「宣誓者」を「宣誓者等」に、「宣誓書に」を「宣誓書等に」に、「大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」を「大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届」に改め、同条第2項中「宣誓者」を「宣誓者等」に改める。

第10条中「宣誓者」を「宣誓者等」に改め、同条第3号中「該当しなくなったとき」の次に「（宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出る場合を除く。）」を加える。

第11条第2項を削る。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（宣誓書等の取扱い）

第13条 町長は、第10条第1項の規定により証明書等が返還された場合は、そのときから5年間保存の後、これを廃棄することができる。

2 転入先の連携自治体の求めに応じ、宣誓者等が提出した宣誓書等及び添付書類について、本人の同意が確認できた場合は、写しを送付するものとする。

様式第1の次に次の1様式を加える。

様式第1の2（第4条関係）

大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

大口町長 様

私たちは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づき、転出元の地方公共団体において受領証等類似書類を交付されたこと及び次に掲げる事項を申告します。

年 月 日

宣 誓 者		
(ふりがな) 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
(ふりがな) 通称名 ※通称名で宣誓する人のみ		
新住所 ※住民登録しているところ		
旧住所		
宣誓日	年 月 日 (転出元の地方公共団体で宣誓書受理証明書等が交付された日)	
ファミリーシップ対象者		
(ふりがな) 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

住所 ※住民登録しているところ		
代 筆 者		
氏 名		
住 所		

[確認事項]同意する場合は、□に✓印を付けてください。

本申告書に基づき、転出元の連携自治体へこの申告の内容を通知すること及び 本申告書の写し、受領証等の原本を送付することに同意します。また、本町が転 出元の連携自治体あら宣誓時の書類の写しの提供を受けることに同意します。	□
--	---

町 確 認 欄	□個人番号カード □運転免許証	□個人番号カード □運転免許証
	□旅券 □その他（ ）	□旅券 □その他（ ）
	連絡先	連絡先

様式第 5 中「大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」を
「大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届」に改める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>申告</u> 本町へ転入前にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携自治体」という。）において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する交付書類に類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを町長に対して申し出ることという。 (宣誓又は申告の要件) 第3条 <u>宣誓又は申告</u>（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(5) 略 (6) <u>ファミリーシップにあることの宣誓等</u>をしようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。 (宣誓等の方法) 第4条 <u>宣誓等</u>をしようとする者は、町職員の面前において自ら記入した大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）又は大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第1の2。以下「申告書」という。）を町長に提出することにより行うものとする。 2 <u>宣誓等</u>をしようとする者は、<u>宣誓等</u>をする日時等について事前に町と調整するものとする。 3 <u>宣誓書又は申告書</u>（以下「宣誓書等」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (宣誓の要件) 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(5) 略 (6) <u>ファミリーシップにあることを宣誓</u>しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。 (宣誓の方法) 第4条 <u>宣誓</u>をしようとする者は、町職員の面前において自ら記入した大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）を町長に提出することにより行うものとする。 2 <u>宣誓</u>をしようとする者は、<u>宣誓する日時等</u>について事前に町と調整するものとする。 3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

新	旧
ばならない。 (1) 略 (2) <u>宣誓しようとする場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓する日前3月以内に発行されたものに限る。）</u> (3) <u>申告しようとする場合は、転入前に交付を受けた証明書等類似書類</u> (4) <u>ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</u> 4～5 略 6 <u>宣誓書等</u>の提出は、町長が指定する場所において行うものとする。 7 <u>宣誓等</u>をしようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると町長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。 (本人確認)	(1) 略 (2) <u>戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓する日前3月以内に発行されたものに限る。）</u> (3) <u>ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</u> 4～5 略 6 <u>宣誓書</u>の提出は、町長が指定する場所において行うものとする。 7 <u>宣誓</u>しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると町長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。 (本人確認)
第5条 町長は、<u>宣誓等</u>をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。 (1)～(5) 略 (通称名の使用)	第5条 町長は、<u>宣誓</u>しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。 (1)～(5) 略 (通称名の使用)
第6条 <u>宣誓等</u>をしようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、<u>宣誓書等</u>において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。	第6条 <u>宣誓</u>をしようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、<u>宣誓書</u>において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。
2 前項の規定による通称名の使用を希望する	2 前項の規定による通称名の使用を希望する

新	旧
場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による<u>宣誓等</u>をするときに提示するものとする。 (証明書等の交付)	場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による<u>宣誓</u>をするときに提示するものとする。 (証明書等の交付)
第7条 町長は、<u>宣誓書等</u>の提出があった場合において、<u>宣誓等</u>の要件を審査し適当と認めるときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書(様式第2)及び大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(様式第3)(以下「証明書等」という。)を、当該<u>宣誓等</u>をした者(以下「<u>宣誓者等</u>」という。)に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。	第7条 町長は、<u>宣誓書</u>の提出があった場合において、<u>宣誓</u>の要件を審査し適当と認めるときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書(様式第2)及び大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(様式第3)(以下「証明書等」という。)を、当該<u>宣誓</u>をした者(以下「<u>宣誓者</u>」という。)に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。
2 <u>前項の大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書は、パートナーシップ又はファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードは、宣誓者等それぞれに1枚交付するものとする。</u>	
第8条 略 (<u>宣誓書等記載事項変更の申出</u>)	第8条 略 (<u>宣誓書記載事項変更の申出</u>)
第9条 <u>宣誓者等は、宣誓書等に記載した事項に変更があった場合は、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届(様式第5。以下「内容変更届」という。)に変更内容を確認できる書類を添付して、交付済みの証明書等と共に町長に提出しなければならない。</u>	第9条 <u>宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(様式第5。以下「内容変更届」という。)に変更内容を確認できる書類を添付して、交付済みの証明書等と共に町長に提出しなければならない。</u>
2 町長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該<u>宣誓者等</u>に交付するものとする。 (証明書等の返還)	2 町長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該<u>宣誓者</u>に交付するものとする。 (証明書等の返還)

新	旧
第 1 0 条 <u>宣誓者等</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第 6。以下「返還届」という。）に証明書等を添付し、町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) <u>宣誓者等</u>のいずれかが死亡したとき。 (3) 第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げる要件に該当しなくなったとき（<u>宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出る場合を除く。</u>）。 （無効となる宣誓）	第 1 0 条 <u>宣誓者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第 6。以下「返還届」という。）に証明書等を添付し、町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) <u>宣誓者</u>のいずれかが死亡したとき。 (3) 第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。 （無効となる宣誓）
第 1 1 条 略	第 1 1 条 略 2 <u>町長は、前項の規定により宣誓が無効であると認めたときは、宣誓者に交付した証明書等の返還を求めるものとする。</u>
第 1 2 条 略	第 1 2 条 略
<u>（宣誓書等の取扱い）</u> 第 1 3 条 <u>町長は、第 1 0 条第 1 項の規定により証明書等が返還された場合は、そのときから 5 年間保存の後、これを廃棄することができる。</u> 2 <u>転入先の連携自治体の求めに応じ、宣誓者等が提出した宣誓書等及び添付書類について、本人の同意が確認できた場合は、写しを送付するものとする。</u> （その他必要事項）	
第 1 4 条 略	第 1 3 条 略
様式第 5	様式第 5
【別記】	【別記】